

がん登録事業について

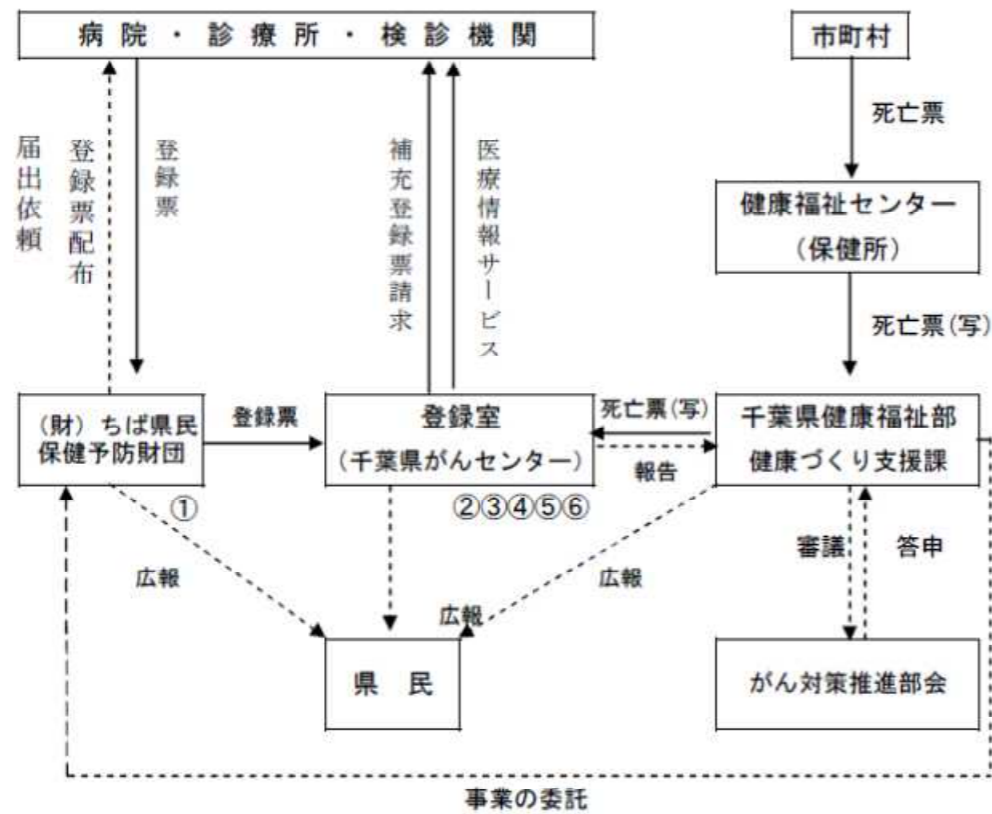
○意義

がん登録事業は、本県のがん患者の診断から治癒又は死亡に至る全過程の診療情報や予後情報を収集し、これらの情報を系統的かつ継続的に保管、整理、分析することで、がん患者率・死亡率・生存率等のがんの実態把握のための基礎資料を得るものである。

これにより、医療機関における治療内容（生存率）、各自治体における保健活動（罹患率の減少）やがん検診（データの照合による精度管理）等の諸施策を評価することが初めて可能となるものであり、がん登録事業は、科学的根拠に基づくがん医療や、がん対策の計画立案（的を絞った施策の立案、重点的に予算等を配分する分野の判断）を行う上で必要不可欠な事業である。

また、がん登録による情報は、県民が自身の居住地におけるがんの現状や自治体の施策の効果を知り、医療の選択をする上でも重要なものとなるものである。

千葉県がん登録事業体系図



○現状での生存確認の事務の流れ

- ①がん登録室 生存確認の対象者のリストアップ（名簿から死亡票の送付のあった者を除外）
- ②健康づくり支援課 対象者リストをチェックし、各市町村に住民票照会
- ③各市町村から住民票の写しの送付
- ④健康づくり支援課で対象者リストに反映
- ⑤がん登録室でデータベースに反映

○現状での生存確認事務の課題

- ・死亡票による生存確認では不十分
- ・平成 22 年度住民票照会を実施しようとしたが、市町村によっては 2000 件を超えるところがあるなど件数が多く作業量が膨大となること、交付に慎重な市町村に対する対応、転居に伴う追跡が困難であることなどから実施できなかった。

→千葉県においては、生存率は把握できていない。

○住基ネットを活用することによる効果

- ・生存率を把握することが可能となる。
- ・県・市町村における膨大な作業量の省力化が可能となる。
- ・多くの市町村に照会をするよりも、県において一括して処理する方が取扱方法が明確になり、関与する職員が限定されるため、安全性を担保できる。

○他県の活用状況（5 府県）

平成 23 年度までに実施済み 山形県、大阪府、兵庫県
平成 24 年度から実施 神奈川県、広島県

○個人情報保護審議会答申（H19.4.26）の概要

- ・本人収集の原則及び目的外提供についてはやむを得ない。
- ・本人関与の仕組みを含む個人情報の取扱いを周知すること。
- ・可能な限り本人・家族に説明するよう医療機関等に要請すること。
- ・本人関与の仕組みが利用しやすいものとする。
- ・事業従事者に対する指導徹底
- ・事業実施状況について審議会へ定期的に報告